

日本顎変形症学会認定医（矯正歯科）制度規則

2018-4-23

第1章 総則

（目的）

第1条 特定非営利活動法人日本顎変形症学会（以下、本学会という）は、口腔・顎・顔面領域の変形症（以下、顎変形症と記す）についての学術研究および教育普及活動を行い、外科的治療ならびに矯正歯科治療等の関連口腔医療の専門的知識と技能を有する歯科医師を養成するとともに、顎変形症医療の水準の維持・発展と向上を図り、顎顔面の形態のみならず口腔機能、さらには社会心理的な適応にも貢献し、もって国民の医療福祉の増進に寄与することを目的として認定医制度を設ける。

（認定）

第2条 前条の目的を達成するために、口腔・顎・顔面における形態異常による機能障害ならびに美的不調和に対する外科的矯正治療等に関し、適切な学識、技術、経験を有する者を学会認定医（以下「認定医」という）とする。本制度は認定医の認定を行う。認定医は顎変形症の治療において専門的見地から全人的な診断を行い、十分なインフォームドコンセントの上で適切な治療法の提示とその実践、関連口腔医療専門家との連携が求められる。顎変形症の外科的矯正治療にあたってはより高度な技量が求められることを念頭に置かなければならない。

第2章 認定医制度委員会

（委員会の設置）

第3条 本学会は、前条の目的を達成するため、認定医制度委員会を置く。

2 委員長および副委員長は、理事長が理事または評議員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。

3 委員会の構成および運営等は、別に定める認定医制度委員会規則による。

（業務）

第4条 認定医制度委員会は、この規則によって以下の業務を所掌する。

- 1) 認定医制度に関する諸問題を検討する。
- 2) 認定医資格認定審査会を置く。
- 3) 特定非営利活動法人日本顎変形症学会認定医（矯正歯科）の認定審査を行う。
- 4) 認定医の資格更新に関する審査を行う。
- 5) 認定医の資格喪失ならびに認定取消に関する審査を行う。
- 6) 認定医制度施行細則および認定医制度内規等の改訂に関する審議を行う。
- 7) 関連学会との連絡および調整を行う。

第3章 認定医資格認定審査会

(組織)

第5条 認定医資格認定審査会（以下、認定医審査会という）の構成、委員の任期および選出方法等は、認定医制度委員会規則による。

(業務)

第6条 認定医審査会は、認定医の資格認定の審査を行う。

2 認定医審査会は、認定医の審査に関して、以下の業務を所掌する。

- 1) 研修実績の公示
- 2) 申請資格の審査
- 3) 認定試験の施行と評価判定
- 4) 申請資格審査および認定審査に必要な調査
- 5) その他、認定医等の認定業務に必要な事項

第4章 認定医の申請資格

(申請資格)

第7条 認定医の認定を申請する者（以下、認定医申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 日本国の歯科医師免許証を有し、良識ある人格を有する者
- 2) 5年以上継続して本学会会員であること
- 3) 臨床研修修了登録証取得後（H18年度以前では歯科医師免許証取得後）、通算5年以上、顎変形症に関する診療に従事していること
- 4) 別に定める研修実績、診療実績および論文業績を有すること

第5章 認定医の認定

(申請方法)

第8条 認定医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定医審査会に提出しなければならない。

- 1) 認定医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 歯科医師免許証（写）
- 4) 医療施設在籍（職）証明書もしくは勤務期間証明書
- 5) 本学会会員証明書
- 6) 研修実績報告書
- 7) 診療実績報告書
- 8) 論文業績目録および業績

9)日本矯正歯科学会の認定医資格証（写）

10) 審査料 郵便振替払込請求書兼受領証(写)

2 認定医審査会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。
（審査ならびに認定）

第9条 認定医の審査は、申請書類および試験によって行う。試験は筆記試験、口頭試問を行うものとする。日本矯正歯科学会の認定医資格を有さない場合は別に定める症例審査を行う。

2 認定医申請者については、認定医審査会が認定医としての適否を判定し、その結果に基づき、認定医制度委員会が認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。

3 この規則に定めるものの他、認定医の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。

（認定証の交付）

第10条 本学会は、所定の登録手続を完了した認定医申請者を特定非営利活動法人日本顎変形症学会認定医（矯正歯科）として登録し、認定証を交付する。

2 認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

第6章 資格の更新

（更新義務）

第11条 認定医は5年毎にその資格を更新しなければならない。

2 更新の申請方法、審査ならびに認定方法等については別に定める。

第7章 資格の喪失ならびに認定の取消

（事由）

第12条 認定医が次の事項に該当するとき、理事会の議を経て、認定を取り消す。

- 1) 正当な理由を付して認定医の資格を辞退したとき
- 2) 資格の更新を行わなかったとき
- 3) 歯科医師の免許を取消されたとき
- 4) 本学会会員の資格を喪失したとき
- 5) 認定医としてふさわしくない行為があったとき
- 6) 申請書類等に重大な誤りがあったとき

2 認定医制度委員会は、会員が前項第5号または第6号に該当するとき、資格喪失の認定前に当該会員に対し、弁明の機会を与えるものとする。

3 前項第1号、第2号、第5号および第6号に該当する資格の喪失の適否については、認定医制度委員会の議を経なければならない。

（認定証の返還ならびに登録の抹消）

第 13 条 前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

第 8 章 補 則

第 14 条 本規則は、201●年総会翌日から施行する。

第 15 条 本規則の第 5 章から第 6 章の規定は、201■年度以降の申請ならびに更新申請から適用する。

第 16 条 本規則施行前に認定医の資格を取得しようとする者に対する資格取得の方法等については別に定める。

第 17 条 本規則の改訂は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。